

令和6年第一回臨時会

八丈町議会議録

令和6年 5月14日 開会

令和6年 5月14日 閉会

八丈町議会

令和6年第一回八丈町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (5月14日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
役場本庁舎の電話の不具合について	5
承認第 6号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
承認第 7号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
承認第 8号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
同意第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
閉議及び閉会の宣告	22
署名議員	25

八丈町告示第7号

令和6年第一回八丈町議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和6年5月8日

八丈町長 山下 奉也

- 1 期 日 令和6年5月14日（火） 午後2時
- 2 場 所 八丈町役場大会議室
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分事項の報告及び承認について（令和5年度八丈町一般会計補正予算）
 - (2) 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - (3) 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町町税条例の一部を改正する条例）
 - (4) 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の選任の同意について
 - (5) 令和6年度八丈町一般会計補正予算（第1号）
 - (6) 八丈町立三根小学校給水・消火設備及びトイレ洋式化改修工事請負契約

応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
12番	山本忠志君		

不応招議員（1名）

11番	浅沼憲春君
-----	-------

令和6年第一回八丈町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和6年5月14日（火曜日）午後2時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 6号 専決処分事項の報告及び承認について（令和5年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 4 承認第 7号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 承認第 8号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町町税条例の一部を改正する条例）
- 第 6 同意第 1号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の選任の同意について
- 第 7 議案第38号 令和6年度八丈町一般会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第39号 八丈町立三根小学校給水・消火設備及びトイレ洋式化改修工事請負契約

出席議員（11名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
12番	山本忠志君		

欠席議員（1名）

11番	浅沼憲春君
-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 下 奉 也 君	副 町 長	山 越 整 君
教 育 長	佐 藤 誠 君	企 画 財 政 課 長	金 川 智 亜 樹 君
総 務 課 長	高 野 秀 男 君	税 務 課 長	山 下 進 君
住 民 課 長	佐 藤 真 一 君	福 祉 健 康 課 長	小 野 高 志 君
建 設 課 長	瀬 筒 国 治 君	産 業 観 光 課 長	大 川 和 彦 君
会 計 課 長 補 佐	大 澤 知 史 君	教 育 課 長	田 村 久 美 君
消 防 長	堀 本 敏 彦 君	病 務 院 長	菅 原 宏 幸 君
代 表 監 査 員 委	浅 沼 拓 仁 君	企 画 財 政 係 長	佐 々 木 奏 君

事務局職員出席者

事務局長	高 橋 太 志 君	庶務係長	浅 沼 洋 介 君
書 記	沖 山 優 太 君	書 記 (録 音)	西 野 めぐみ 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（山本忠志君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、令和6年第一回八丈町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午後 2時01分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に1番、2番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、会期の決定でございますが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎役場本庁舎の電話の不具合について

○議長（山本忠志君） 日程第3に入る前に、総務課長より役場本庁舎の電話の不具合について報告があるということで、発言を許可してございます。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、私のほうから、八丈町役場の電話交換機の更改後の不具合についてご説明いたします。

町役場の電話機が、交換したことによっての不具合で多くの住民の方に大変ご迷惑をおかけしましたことを、まずはおわびしたいと思います。

まず、この電話交換機につきましては、4月27、28、29、土曜日、日曜日、月曜日と連休

の3日間を使って交換を行いました。4月30日より新しい電話交換機での運用開始となったわけですが、その日の午後2時ぐらいから、一部の電話機において内線が繋がらないというふうな事情が発生しました。その後、内線のみならず外線のほうも繋がらない、相手が何を話しているかが分からない、そういったような事情が発生しました。

東京のほうからNTTの工事の方もいらっしゃいましたので、その旨、速やかに報告しまして、その日は仮の配線での一時復旧、また、NTTの技術職員による解析と原因の調査を実施しております。

翌日の5月1日、2日についても同様な事情が発生いたしました。それに向けてNTT側では、配線のほうがもしかしたら影響しているかもしれないというところで、1階フロアと2階フロアの配線の張り替えを実施しております。

5月2日につきましても、同様の事情が発生しました。内線が使えない、また外線のほうも繋がらないというふうな状況が2日の日も続いたということで、引き続き、1日について配線の切替えと、あと電話機が正常に起動しているかというふうな、そのシステムのほうの確認も行っております。

その後、3日から6日まで4日間は仕事のほうが休みになりまして、明けて7日の日なんですけれども、午前中にやはり外線が繋がらないというふうな事情が発生いたしました。引き続き、NTTのほうで外線ユニット、また内線のパッケージというものを予備交換したところ、復旧になってございます。

8日につきましても同様な事情が続いたというところで、今回、自動通話録音機能がついた電話機になります。そちらのほうの電力の負荷が影響しているのではないかというふうなNTTさん側のお話がありまして、自動通話録音機能を停止しました。

5月中に関しましては、あくまでも試行期間というところで、それが正常に動いているかというところを確認するという意味合いでNTTさんと当初から話しているところではあったんですけれども、それを停止したところ、外線のほうでのトラブルの件数が減ったというところで、先週の金曜日以降は外線が繋がらないというふうな事情は減少しているというか、特に職員からの報告は受けていないというところになります。

現在も引き続きNTTのほうで原因究明に当たっております。また、同様な事情が向こうでも発生したケースがあるというところで、その辺も検証しつつ、町のほうのトラブルが解決するように、今、NTT側のほうにも依頼をしております。

また、今回の不具合を受けて、NTT東日本の西支店長からも町のほうに説明に来ていた

だいております。

現在はそういった状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

それでは、次に議事を進行いたします。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、承認第6号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、書類番号の1をお願いします。

承認第6号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和6年5月14日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月29日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いします。1ページになります。

令和5年度八丈町一般会計補正予算。

令和5年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億611万8,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(金川智亜樹君) はい。

令和6年3月29日、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

初めに歳入です。

2款の地方譲与税から12款の交通安全対策特別交付金までは、額の確定によるもので、項の補正額のみ申し上げます。

2款1項自動車重量譲与税222万8,000円の増。

2款2項航空機燃料譲与税210万2,000円の増。

2款3項地方揮発油譲与税60万2,000円の減。

2款4項森林環境譲与税7万5,000円の増。

3款1項利子割交付金10万2,000円の増。

次のページをお願いします。9ページになります。

4款1項配当割交付金79万5,000円の増。

5款1項株式等譲渡所得割交付金167万円の増。

6款1項法人事業税交付金1,418万7,000円の増。

次のページをお願いします。10ページになります。

7款1項地方消費税交付金1,404万3,000円の減。

8款1項自動車取得税交付金47万7,000円の増。

9款1項環境性能割交付金219万9,000円の増。

11款1項地方交付税1億645万5,000円の増。

次のページをお願いします。11ページになります。

12款1項交通安全対策特別交付金3万5,000円の増。

19款1項基金繰入金1億1,500万円の減は、2目財政調整基金繰入金を7,000万円、4目公共施設整備基金繰入金を4,500万円減額いたしました。

計、補正前の額108億543万8,000円、補正額68万円の増、計108億611万8,000円となります。歳出に移ります。

次のページをお願いします。12ページになります。

4款1項保健衛生費10万7,000円の増。こちらは令和4年度未熟児養育医療費等の国庫負担金返還金と都負担金返還金になり、実績によるものです。

2項清掃費。こちらは財源更正になります。

5款1項労働諸費500万円の減。こちらはコミュニティセンター防水改修工事の契約差金になります。

7款1項商工費414万2,000円の減。こちらは集客キャンペーンの実績によるものになります。

次のページをお願いします。13ページになります。

10款2項小学校費161万円の減。こちらは小学校における芝生維持管理の契約差金になります。

5項社会教育費1,104万9,000円の増。これは、2目公民館費で163万5,000円の減。こちらは公民館における特定建築物定期調査報告の契約差金になります。

7目歴史民俗資料館費で1,268万4,000円の増。こちらは歴史民俗資料館の改修工事の増額分で、3月28日の議会終了後に予算が不足していることが判明し、29日に急遽、専決を行ったものになります。

14款1項予備費27万6,000円の増。

計、補正前の額108億543万8,000円、補正額68万円、計108億611万8,000円となります。

資料、戻りまして5ページをお願いします。

継続費の変更になります。

10款5項社会教育費、歴史民俗資料館改修事業。こちらは、先ほどの歳出にあります歴史民俗資料館改修工事の増額に伴うものになります。総額に変更はありませんが、5年度の年割額が補正前1億6,362万1,000円から、補正後1億7,643万1,000円と1,281万円の増額。

6年度の年割額が、補正前4億2,492万6,000円から、補正後4億1,211万6,000円と1,281万円の減額となります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 今の歴民の関係ですけれども、1,200万円が足りなかったというのは、どういった内容で足りなかったのかなど、ちょっと教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君）　こちらですが、3月の議会で1億1,920万9,000円、予算を減額しております。こちらが誤りであったということです。申し訳ございませんでした。

○議長（山本忠志君）　よろしいですか。

8番。

○8番（岩崎由美君）　それは展示の作成なのか、あるいはこの建物のほうか、どの内容になりますか。

○議長（山本忠志君）　教育課長。

○教育課長（田村久美君）　こちらは工事になります。建築、機械設備、電気工事、こちらの改修工事の部分の工事費を誤って減額してしまったんですが、減額必要がなかったということになります。

○議長（山本忠志君）　よろしいですか。

ほかに質問ありますか。

3番。

○3番（奥山幸子君）　歳入のことなんですけれども、増額とか減額というふうにはおっしゃるんですけれども、補正の理由を、歳入についてはほとんどコメントなくて来てしまったので、どうして、例えば、9ページの法人事業税交付金が1,400万増えているとか、それから、次のページの地方消費税交付金が減額になっているとか、その辺の理由をちょっとおっしゃっていただくとありがたいなと思いました。

○議長（山本忠志君）　企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君）　この歳入なんですけれども、地方譲与税の制度でございまして、国の歳入が増えることで、ここも増えるということになっています。これは道路の延長だったり、面積だったりで基準額が決まっております、それが地方に振り分けられる制度になっているんですけれども、国の歳入が増えることで町の歳入分も増えるという形になっております。

○議長（山本忠志君）　3番。

○3番（奥山幸子君）　そういう理由をちょっとおっしゃっていただくと分かりやすいかなと思いました。

○議長（山本忠志君）　よろしいですか。

ほかに質問ありますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 12ページの商工費、観光費のところ、集客キャンペーン事務委託料が400万ぐらい減額されているんですけども、こちらのほう、キャンペーン、結構好評で全部使い切ったという認識があったんですけども、これは事務のほうの差額ということでしょうか。お願いします。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） こちらのほう、12月1日から2月29日までクーポンの個人向けの事業をやっておりまして、宿泊単品と飛行機をセットにしたダイナミックパッケージというような形で、2,500円から3万5,000円までのクーポンというようなことで、各社さん、OTAを中心にやっていた事業なんですけど、皆さんご存じのとおり、1月1日の能登半島の地震であったりとか2日の羽田空港の航空機事故等々で、クーポンを発行していたけれども、キャンセルになってしまって、その後、キャンセル分が再度の宿泊につながらなかったというようなことが実績として出てきてしまったということで、そのクーポンの実際に使えなかった予算の約1割の部分についての減額というような形になります。

（浅沼（隆）議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、承認第6号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、承認第7号 専決処分事項の報告及び承認につい

てを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号 2 番をお願いいたします。

承認第 7 号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和 6 年 5 月 14 日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

ページをおめくりください。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日、八丈町長、山下奉也。

ページをおめくりください。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、国民健康保険税額は、基礎課税額、後期支援金等課税額、介護納付金課税額の合算額となっております。それぞれ賦課する限度額が定められておりますが、後期分を 22 万円から 24 万円に引き上げます。所得が幾ら多くても、基礎額 65 万、後期、今申し上げました 24 万、介護 17 万の計 106 万円が限度額となるということです。

また、保険税の減額としましては、5 割、2 割、軽減対象となります額を、5 割は 5,000 円、2 割は 1 万円引き上げることで対象者が拡大することになります。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

なお、この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 3 月 30 日に公布されたことを受けまして、31 日付で専決処分したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、承認第7号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（山下 進君） ただいまの書類の次のページをお願いします。

承認第8号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和6年5月14日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町町税条例の一部を改正する条例。

八丈町町税条例の一部を次のように改正する。

それでは、条例改正について説明いたします。

本文の朗読は省略し、主な改正内容について説明します。

主な改正点としては、まず定額減税についての規定が追加されています。

定額減税は、令和6年度の税制改正により、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき4万円を減額するものです。内訳としては、国税である所得税が3万円、地方税である住民税が1万円となります。

減税の方法ですが、給与所得者の場合、住民税は6月分を徴収せず、年間税額から定額減税分を控除した残りを7月から来年5月の11か月間で均等に徴収します。

公的年金受給者の場合、住民税については既に8月徴収分まで税額が確定しているため、10月分から減税されます。10月分から控除し切れない場合は、12月以降順次控除します。

個人事業主など事業所得者の場合、住民税は第1期6月徴収分から減税されます。控除し切れない部分は、第2期以降順次控除します。

そのほかの改正としては、能登半島地震災害に係る雑損控除の特例規定や関係法令改正に伴う規定の整理等を行っています。

この条例の施行日は、一部規定を除き、令和6年4月1日となります。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことを受け、31日付で専決処分を行ったものです。

説明は以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認めます。

日程第5、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたし

ました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、同意第1号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の選任の同意についてを上程いたします。

審議に入る前に、本件の当該者であります山越 整君の退席を求めます。

（副町長 山越 整君 退席）

○議長（山本忠志君） 説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、書類番号3をお願いします。

同意第1号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の選任の同意について。

令和6年5月14日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の選任の同意について。

下記の者を八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員に選任したいので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

1、委員。

（1）住所、東京都八丈島八丈町中之郷3351番地。氏名、秋田 捷。生年月日、昭和17年7月3日。

（2）住所、東京都八丈島八丈町大賀郷2284番地。氏名、奥山茂巳。生年月日、昭和38年3月24日。

（3）住所、東京都八丈島八丈町大賀郷2491番地。氏名、山越 整。生年月日、昭和38年10月11日。

2、補充員。

（1）住所、東京都八丈島八丈町大賀郷2310番地。氏名、浅沼孝彦。生年月日、昭和20年5月15日。

次のページに移ります。

説明。学識経験を有する者の中から選任する八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員が、令和6年3月31日をもって任期満了となり、町職員の中から選任する八丈町職員懲戒審査委員会委員佐々木眞理氏が令和6年3月31日をもって職員でなくなったため、委員及び補充員

を新たに選任するものでございます。

略歴については、説明を省略いたします。

また、任期満了後の上程となったことをおわびいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 八丈町職員懲戒審査委員会規則第 2 条におきまして、次の各号に掲げるものの懲戒処分云々といった内容がございます。その中には、副町長、公営企業管理者、監査委員、選挙管理委員、専門委員とありまして、候補者の中にこの懲戒処分の審査の対象者となり得る人が含まれているんですけれども、これは、何ゆえ対象者となり得る人を含めたのかという点が 1 点、それから、一般の方、学識経験者 2 名という中のお二人、それから補充者お一人も含めて、ここで言っている専門委員、土木委員、山林監視員、自治振興委員に含まれているか否かということも念のため教えていただけますでしょうか。

以上 2 点お願いします。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） まず、1 つ目のほうですけれども、規則の中で、今 1 番議員がおっしゃった方が対象となるわけなんですけれども、委員として今回、副町長を上げたのかというと、まず、規則においては、懲戒処分の審査対象となる者が委員として選任されても、それは規則上は問題はないというふうに認識しております。

委員として充てているのは、これまでもこのような考えだったとは思いますが、ここに対象となる方が大きな責任や役割を持った方の懲戒処分に当たるというところで、特別職の方を充ててきたというふうに私は認識しております。

また、2 つ目のほうの質問に関しましては、該当する方はございません。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） こちらの委員会規則に、第 4 条のところに、委員会は委員と同数の補充員を置かなければならないという項目があるんですけれども、今回、補充員 1 名いますけれども、あと 2 名というのはどなたになるのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） ほかに委員1名と補充員の方1名いらっしゃいますけれども、まだ任期が残っているために、今回の中からは外れてございます。また、6月の議会において、民間からの1名の方の再度委員としての選任の同意を上げたいというふうに思っております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

1番。

賛成ですか、反対ですか。

○1番（真田幸久君） 反対です。

○議長（山本忠志君） 反対。

賛成討論の方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） じゃ、まず反対討論から壇上をお願いします。

（1番 真田幸久君 登壇）

○1番（真田幸久君） 先ほど質疑の中でも申し上げましたとおり、審査対象になる方を最初から審査委員として選任することは、私は不適切だと思っております。職員の中から1名、それから有識者から2名という規則があるわけですから、職員の中でも特別職ではなくて、例えば統括課長といった職にある方を充てることでその部分はクリアされますし、それなりの識見を持った方が統括課長になっていると私は考えておりますので、副町長と、それから企業管理者は除いて、職員の中から選ぶ対象者というのは考えるべきであると思っておりますので、この件に関しましては反対をいたします。

以上です。

○議長（山本忠志君） 賛成者の討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、反対討論の方はいらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は起立により行います。

本案の原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本忠志君） 起立少数。

よって、日程第6、同意第1号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の選任の同意については、否決されました。

議事を進行いたします。

山越 整君の復席を求めます。

（副町長 山越 整君 復席）

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第38号 令和6年度八丈町一般会計補正予算（第1号）を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、書類番号の4をお願いします。

1ページおめくりいただいて、補正予算書の1ページをお願いします。

議案第38号 令和6年度八丈町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度八丈町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,773万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,052万7,000円とする。

（「第2条を除き文言省略」の声あり）

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

第2条、既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

令和6年5月14日、提出者、八丈町長、山下奉也。

7ページをお願いします。7ページになります。

初めに歳入です。項の補正額を中心に説明いたします。

15款2項国庫補助金99万8,000円の増。こちらは、3月中旬に募集がありました文部科学

省が実施しているリーディングD Xスクール事業から3月29日に内定をいただいたものです。学校より少しでも早く事業を始めたいとのことで、6月補正のタイミングではなく、今回の補正にて計上いたしております。

16款3項委託金73万6,000円の増。こちらは、7月7日、東京都知事選挙での立候補者が想定以上に増えた場合における対応分を増としております。

19款1項基金繰入金1,600万円の増。これは、2目財政調整基金500万円、4目公共施設整備基金1,000万円を繰り入れております。

次のページをお願いします。8ページになります。

計、補正前の額99億279万3,000円、補正額1,773万4,000円の増、計99億2,052万7,000円となります。

次のページをお願いします。9ページになります。

歳出に入ります。

2款5項選挙費73万6,000円の増。こちらは歳入にて説明いたしました東京都知事選挙に係る対応によるものになります。

3款1項社会福祉費568万3,000円の増。こちらは職員の不足に伴う会計年度任用職員の報酬等の増額分になります。

次のページをお願いします。10ページになります。

8款4項住宅費1,100万円の増。こちらは粥倉団地電気設備工事における増額分で、3月7日に入札不調となりましたが、材料費の高騰や完全週休二日制に対応した諸経费率等の修正を加えたことによるものになります。建築と機械設備工事ももう動いており、少しでも早く事業を進める必要があるため、6月補正ではなく、このタイミングでの補正になります。

10款2項小学校費46万2,000円の増。こちらは、歳入にて説明いたしましたリーディングD Xスクール事業の三根小学校での実施分になります。

3項中学校費54万円の増。こちらは、前と同じくリーディングD Xスクール事業の富士中学校での実施分になります。

次のページをお願いします。11ページになります。

14款1項予備費68万7,000円の減。

計、補正前の額99億279万3,000円、補正額1,773万4,000円の増、計99億2,052万7,000円となります。

資料、戻りまして4ページをお願いします。

継続費の変更になります。

8款4項住宅費、粥倉団地建設事業、こちらは、先ほどの歳出にあります粥倉団地建設工事の増額に伴うものになります。

補正前の総額3億6,078万円。令和5年度年割額9,900万円。令和6年度年割額2億4,990万円。令和7年度年割額1,188万円。

補正後、総額3億7,178万円、1,100万円の増。令和5年度、7年度の年割額は変更ありません。令和6年度年割額2億6,090万円、1,100万円の増となります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第38号 令和6年度八丈町一般会計補正予算（第1号）は原案どおり可決いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第39号 八丈町立三根小学校給水・消火設備及びトイレ洋式化改修工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、書類番号の5をお願いします。

議案第39号 八丈町立三根小学校給水・消火設備及びトイレ洋式化改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和6年5月14日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

八丈町立三根小学校給水・消火設備及びトイレ洋式化改修工事請負契約。

八丈町立三根小学校給水・消火設備及びトイレ洋式化改修工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、八丈町立三根小学校給水・消火設備及びトイレ洋式化改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金1億802万円。

4、契約の相手方、東京都墨田区墨田4丁目61番13号、沖山産機株式会社、代表取締役、沖山秀治。

5、支出科目については省略いたします。

工期については、令和6年12月6日となっております。

内容については教育課長から説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 続いて、説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） ただいまの工事の内容について簡単に説明させていただきます。

まず、三根小学校のトイレについては議会でも度々話題になっていたかと思うんですが、こちらの和式のトイレを全て洋式化にいたします。

また、三根小学校なんですが、昭和62年の建物になりますので、もう40年近く建った校舎になります。老朽化している給水設備、また、現在の消防法に適合しない消火設備を改修し、児童の環境の改善に努めてまいります。

図面をご覧くださいまして、網かけになっている部分が今回の工事の範囲になります。

簡単ですが以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） トイレの洋式化ということですがけれども、ウォシュレット化ではない

ですよね。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） ウォシュレットではありません。ウォシュレットにする場合は、全てに電源が必要になりますので、そちらのほうはなく洋式の便座を置くということになります。

○議長（山本忠志君） ほかに質問はありますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 一応確認なんですけど、契約の相手方が、一応八丈島には事業者としてありますけれども、東京の事業者になっております。基本的になるべく八丈の事業者を使っていたきたいという要望は常に言っていると思うんですけども、今回はどうしても沖山産機さんのみでやらないといけないような状態であったということによろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらの契約の相手方は東京都の事業者さんにはなっているんですけども、メインで工事を施工していただくのは島内の事業者さんだと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、以上で質疑を終結いたします。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第39号 八丈町立三根小学校給水・消火設備及びトイレ洋式化改修工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

よって、令和6年第一回八丈町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時55分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年5月14日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 真 田 幸 久

署 名 議 員 浅 沼 隆 章